

教小中第 1 3 9 1 号
令和 2 年 5 月 21 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

市町村立学校園における教育活動の再開等について（通知）

市町村立学校園の臨時休業等の措置については、令和 2 年 5 月 7 日付け教小中第1280号により、令和 2 年 5 月 11 日（月）から 5 月 31 日（日）までの期間を臨時休業とすることを要請しておりますが、5 月 21 日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、市町村立学校園の再開等について、下記のとおり要請いたします。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

なお、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の措置を示した「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和 2 年 2 月 26 日付け教小中第 3405 号）は本通知をもって廃止します。

記

1. 5 月 31 日（日）まで幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の臨時休業を継続し、6 月 1 日（月）から段階的に教育活動を再開する
 - ・ただし、小学 6 年生、中学 3 年生については、5 月 25 日（月）から 5 月 29 日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることもできる（1 教室あたりの人数は 20 人程度まで）。

2. 教育活動の段階的な再開について

(1) 6 月 1 日（月）から 12 日（金）について

- ① 1 教室あたりの人数を 20 人程度となるよう分散し、授業を行う。
- ② そのため、学年や学級ごとに登校する時間や曜日等を決める。
- ③ 最終学年等については、授業時間を増加することができる。
- ④ 学校行事・部活動は実施しない。
- ⑤ 十分な配慮のうえ、給食を実施することができる。

例 1) 午前・午後の分散登校での授業（毎日の登校）

・低学年と高学年に分ける、学級を 2 つのグループに分ける など

例 2) 1 日おきの分散登校での授業（二日に一度の登校）

・学年に分ける（1・4・6 年と 2・3・5 年など）、学級を 2 つのグループに分ける など

(2) 6月15日(月)以降について

- ① 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業を行う。
- ② 学校行事・部活動を実施することができる。
- ③ 十分な配慮のうえ、給食を実施する。

(3) 幼稚園等については、上記(1)(2)に準じ、可能な範囲で段階的な再開を行う。

3. 学校園において、児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応

(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とする。

臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とする。

(2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする。

期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断する。

(3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

なお、児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

児童生徒等又は教職員に感染者やPCR検査を受けることとなった者を確認した場合は、児童生徒等の場合は保健体育課まで、教職員の場合は保健体育課及び福利課まで速やかに連絡する。

※ 今後、学校の教育活動の再開に係るマニュアルを作成し、送付する予定です。

《本件連絡先》

【教育活動に関すること】

小中学校課 学事グループ 河合・辻尾

TEL 06-6944-6886

【健康管理等に関すること】

保健体育課 保健・給食グループ 川口

TEL 06-6944-9365